

## 介護実習・看護実習比較表

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
実習時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 540時間（事前事後指導90h、実習450h）</li> <li>・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 735時間</li> <li>・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。</li> <li>・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1035時間（23単位）（1単位を45時間の実習を持って構成すること。）</li> <li>・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。</li> <li>・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。</li> </ul>
実習施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所実習施設：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過したものであって介護実習を行うのに適当なもの</li> <li>②介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。</li> </ul> </li> <li>・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したものであって介護実習を行うのに適当なもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保。</li> <li>・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習施設で次の条件を具備していること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること）</li> <li>イ 看護組織が明確に定められている。</li> </ul> </li> <li>・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている</li> <li>・ 看護部門としての方針が明確</li> <li>・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確</li> <li>・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院等を確保。</li> <li>・ 在宅看護論の実習については、病院、診療所の他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保。</li> <li>・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習施設で次の条件を具備していること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること）</li> <li>イ 看護組織が明確に定められている。</li> </ul> </li> <li>・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている</li> <li>・ 看護部門としての方針が明確</li> <li>・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確</li> <li>・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている</li> </ul>

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
<p>実習施設の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</li> <li>・ 入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に偏ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮</li> <li>・ 各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。</li> </ul>	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること</li> <li>・ 看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている</li> </ul> <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている</li> <li>・ 各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている</li> <li>・ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている</li> </ul> <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</li> </ul>	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること</li> <li>・ 看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている</li> </ul> <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている</li> <li>・ 各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている</li> <li>・ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている</li> </ul> <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</li> </ul>

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。</li> <li>・ 実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</li> <li>・ 原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。</li> <li>・ 主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。</li> <li>・ 病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。</li> <li>・ 実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</li> <li>・ 原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。</li> <li>・ 主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。</li> <li>・ 病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。</li> <li>・ 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。 ア 複数の訪問看護専任者がいること イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること</li> </ul>
<p>実習及び実習指導の教員要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専任教員であって「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者(専任教員課程修了者等)であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 准看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第4の専門科目の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者</li> </ul>

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の資格要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者</li> <li>(イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</li> <li>・専任教員は、専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</li> <li>・専任教員は、専門領域ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。</li> </ul>
実習指導者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> <li>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> </ul> </li> <li>・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。</li> <li>〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕</li> <li>・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。</li> <li>〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕</li> <li>・在宅看護論実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。</li> <li>・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。</li> </ul>

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<p>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p> <p>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p>		
実習指導者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲)</li> <li>実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲)</li> <li>実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)</li> </ul>
1実習施設の受入学生数	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所実習施設において同時に実習を行う学生数は、1施設当たり5人までとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。</li> </ul>
実習指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</li> <li>実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)</li> </ul>

# 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

[プログラム]

日 時	研修科目	備 考
1 日 目	10:30～12:00 (90分)	<b>【講義】</b> 介護実習の 現場への期待 等
	13:00～15:00 (120分)	<b>【講義】</b> 実習生の理解 等
	15:15～17:15 (120分)	<b>【講義】</b> 介護福祉士養成課程 における介護実習の 目標と課題 等
2 日 目 ・ 3 日 目	9:30～12:30 (180分)	<b>【講義・演習】</b> 介護実習における 実習生への指導方法 I・II [目的] ・ 演習をとおして介護実習 指導の過程と指導者の 役割を理解する。 [目標] ・ 円滑な人間関係を形成するための コミュニケーション能力を高める。 ・ 実習指導過程について学ぶ。 ・ 実習指導に必要な基本的指導方法 について学ぶ。 ・ 自己の立場や役割、他職種の役割 について理解を深める。 等
	13:30～17:30 (240分)	
4 日 目	9:30～12:30 (180分)	<b>【講義】</b> 実習指導者に 求められるもの 等

# 介護福祉士養成施設等の教員の要件について

# 介護福祉士養成施設等の教員の要件について

## (大学、短大、専門学校共通)

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、老人・障害者の心理、家政学概論、家政学実習

- (ア) 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
- (エ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
- (オ) 国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)
- (カ) 社会福祉士として5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)

リハビリテーション論

原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者

レクリエーション活動援助法

日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者



医学一般

原則、内科医師

精神保健

原則、精神科医師

介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習、介護実習指導

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)

その他

- (ア) 形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
- (イ) 家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。  
なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。

- ※1 基礎分野を担当する教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。
- ※2 下線の科目を教授する専任教員は、介護教員講習会の課程を修了した者でなければならない。なお、介護教員講習会の概要については別添のとおり。
- ※3 専任教員は学生総定員に応じて有する必要がある。

(参考)

学生相違定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

(関係条文等)

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条
- ・社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について（昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知）別添2介護福祉士養成施設等指導要領
- ・社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成13年厚生労働省告示第241号）
- ・介護教員講習会の実施について（平成13年8月16日社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知）

## 介護教員講習会の概要

事 項	内 容
趣 旨	介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する。
講習会の内容	専 門 分 野： 7科目150時間以上 基 礎 分 野： 7科目のうち2科目以上で各30時間計60時間以上 専 門 基 礎 分 野： 4科目計90時間以上 <span style="float: right;">} 詳細は別紙1のとおり</span>
実 施 主 体	○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者。 （参考：平成17年度における実施主体） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人日本介護福祉士養成施設協会（全国7ブロック）</li> <li>・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院</li> <li>・ 神奈川県立保健福祉大学</li> <li>・ 臨床福祉専門学校</li> <li>・ 東京福祉専門学校</li> </ul>
講 師	講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。
講習会の全部又は一部免除	講習会の課程の全部又は一部の履修が免除される者の範囲については、別紙2のとおり
適用及び経過措置	○ 平成15年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者及び同日において現に受講対象専任教員である者に適用。 ○ なお、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに受講対象専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に受講対象専任教員である者については、平成20年3月31日までに講習会の課程を修了。 ○ よって、平成18年4月1日以降に新たに受講対象専任教員となる者については、全部免除に該当する者を除き、あらかじめ講習会の課程を修了することが必要。

## 介護教員講習会の内容

別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法	30	
合 計			150以上

別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合 計			150以上

## 講習会の課程の全部又は一部の免除

対 象 者	免 除 の 内 容
大学、大学院、短期大学等において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると認められる科目を修めた者（免除告示第1号関係）	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者（免除告示第2号関係）	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者（免除告示第3号関係）	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者（介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。）（免除告示第4号関係）	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者（免除告示第5号関係）	講習会の課程の全部の履修を免除

## 介護福祉士養成施設の審査基準

# 介護福祉士養成施設審査基準

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等指定規則  
 介護福祉士養成施設等指導要領  
 介護福祉士養成施設等指導要領の取扱い細則 } より該当項目を抜粋

事項	審査基準	備考
<b>一般的事項</b> 1 設置主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とする。</li> </ul>	
2 校地、校舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎、その他の設備は、原則として設置者が所有するものであること。</li> <li>・借地契約の締結、借地権（地上権又は貸借権）の登記がなされていること。</li> <li>・暫定校舎は認めない。</li> <li>・申請年の12月上旬までに工事及び備品の備えつけを完了させること。</li> </ul>	→土地は、20年以上使用できれば借地でもよい。
<b>教職員に関する事項</b> 1 教員の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の数は、指定規則別表第4、5、6に定める各科目を担当するのに<u>適当な数</u>であること。</li> </ul>	→専任教員の数は、学生総定員に次々とおり 80人以下：3人 81～120人：4人 121～160人：5人 161～200人：6人
2 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であること。</li> </ul>	
3 専任教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、教員は1つの介護福祉士養成施設等に限り、専任教員となるものであること。</li> <li>・専任教員は、指定規則別表第4、5、6に掲げる専門分野における担当教員でなければならない。</li> <li>・専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、これらのうち1人は介護福祉士の資格を有する者とし、またこれらの者のうち1人は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において、おおむね3年以上の教歴を有すること。</li> <li>・指定規則第7条1項の養成施設については、専任教員のうち少なくとも1人は社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論又は社会福祉援助技術を教授できる者であること。</li> <li>・大学及び短期大学においては、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を必要とする専任教員のうち1名は助手であってもさしつかえない。</li> <li>・社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授する専任教員については、原則として、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）を受講していること。（ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に専任教員となる者及び平成15年4月1日において現に専任教員である者については、平成20年3月31日までに講習会の課程を修了していればよい。）</li> </ul>	→介護福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程ごとに専任教員を配置すること

<p>4 教員要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉概論</li> <li>・老人福祉論</li> <li>・障害者福祉論</li> <li>・社会福祉援助技術</li> <li>・社会福祉援助技術演習</li> <li>・老人・障害者の心理</li> <li>・家政学概論</li> <li>・家政学実習</li>   <li>・リハビリテーション論</li> <li>・レクリエーション活動援助法</li>   <li>・医学一般</li> <li>・精神保健</li>   <li>・介護概論</li> <li>・介護技術</li> <li>・形態別介護技術</li> <li>・介護実習</li> <li>・介護実習指導</li>   <li>・形態別介護技術(点字・手話)</li> <li>・家政学概論</li> <li>・家政学実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の科目の教員の資格要件等については次の通りとする。</li> <li>① 大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、<u>当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)</u>として選考された者。</li> <li>② 専修学校の専門課程の教員として、当該科目3年以上を担当した経験のある者。</li> <li>③ 社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として当該科目3年以上を担当した経験のある者。</li> <li>④ 大学院において、当該科目を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は、当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者。</li> <li>⑤ <u>国の行政機関又は地方公共団体(注1)において管理職以上(注2)の経験があり、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)</u></li> <li>⑥ 社会福祉士として、5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)</li>   <li>・原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者。</li> <li>・日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者。</li> <li>・原則、内科医師(過去の経験でも可)</li> <li>・原則、精神科医師(過去の経験でも可)</li> <li>・高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師及び看護師として、原則として5年以上実務に従事した者。</li> <li>・社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)</li> <li>・点字、手話を担当する教員については、それぞれ点字通訳者手話通訳者としての活動歴を有する者。</li> <li>・栄養・調理、被服、住居すべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。 なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。</li> </ul>	<p>→当該科目： 指定規則別表 4, 5, 6参照</p> <p>→(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当科目に関する業務は、管理職以外の期間における経験で可</li> </ul> <p>→(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職とは課長職相当以上(本庁の課長職以上であれば福祉事務所等出先機関の管理職でも可)</li> </ul>
<p>5 専任教員の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承諾書等がとれているか。他学校の教員で勤務中の者については、確約がとれているか。</li> </ul>	



<p>実習に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 実習施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれをも介護実習に利用できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①原則として設置後3年以上経過した人所実習施設</li> <li>②原則として事業開始後又は設置後3年以上経過した居宅介護実習事業等</li> </ul> </li> <li>・ 人所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。</li> </ul> </li>   <li>2 実習施設数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。</li> <li>・ 同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人(2～3名が望ましい。)までとする。</li> </ul> </li>   <li>3 実習計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習計画が、当該人所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。</li> </ul> </li>   <li>4 実習指導者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、①、②に加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> </ul> </li> <li>・ 居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、①、②に加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> <li>② 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</li> </ul> </li> <li>・ 居宅介護実習事業等については、1人の実習指導者につき学生の数は2名以下が望ましい。</li> </ul> </li>   <li>5 巡回指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</li> <li>・ 各人所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週2回は実施すること。</li> <li>・ 1施設につき1時間から1時間30分程度(1施設に3～5人の学生がいる場合は、1時間30分～2時間程度)巡回者が滞在できるようにすること。</li> <li>・ 巡回する施設の数は1日に3～4施設を限度とすること。</li> <li>・ 居宅介護実習事業等については居宅ではなく事業所を巡回すること。</li> </ul> </li> </ul>	<p>一介護実習とは、「人所実習施設」「居宅介護実習事業等」を指す。</p>
-----------------	--	--

<p>学則に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも以下の事項を明示すること            ①設置目的 ②名称 ③位置 ④修業年限 ⑤学生定員、学級数 ⑥養成課程、履修方法 ⑦学年、学期、休日 ⑧入学時期 ⑨入学資格（法律条文を明記） ⑩入学者の選考 ⑪入学手続 ⑫休学、復学、退学 ⑬成績考査、卒業 ⑭入学検定料、入学金、授業料、実習費等 ⑮教職員の組織 ⑯賞罰</li> <li>・学生定員は、学生の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数であること。</li> <li>・転入学（編入学を含む。）は認められない。</li> <li>・指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習は5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。</li> </ul>																																																																																										
<p>学生に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則に定められた学生の定員を厳守すること。</li> </ul>																																																																																										
<p>教育に関する事項 1 履修時間数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成にあたっては、基礎分野120時間以上、専門分野1,530時間以上で、総計1,650時間以上の講義、演習、実習を行うこと。（指定規則別表4）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="728 758 1467 1300"> <thead> <tr> <th colspan="2">教 育 内 容</th> <th colspan="3">時 間 数</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>別表4</th> <th>別表5</th> <th>別表6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>人間とその生活の理解</td> <td>120</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">専門分野</td> <td>社会福祉概論（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人福祉論（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉論（講義）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション論（講義）</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>社会福祉援助技術（講義）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉援助技術演習（演習）</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レクリエーション活動援助法（演習）</td> <td>60</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人・障害者の心理（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>家政学概論（講義）</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>家政学実習（実習）</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>医学一般（講義）</td> <td>90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健（講義）</td> <td>30</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護概論（講義）</td> <td>60</td> <td></td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>介護技術（演習）</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>形態別介護技術（演習）</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>介護実習（実習）</td> <td>450</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>介護実習指導（演習）</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,650</td> <td>900</td> <td>930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 形態別介護技術のうち手話・点字の時間数は、合わせて30時間以内とすることが望ましい（形態別介護技術の時間数が基準を超えている場合を除く。）。</p>	教 育 内 容		時 間 数					別表4	別表5	別表6	基礎分野	人間とその生活の理解	120			専門分野	社会福祉概論（講義）	60			老人福祉論（講義）	60		60	障害者福祉論（講義）	30			リハビリテーション論（講義）	30	30	30	社会福祉援助技術（講義）	30			社会福祉援助技術演習（演習）	30			レクリエーション活動援助法（演習）	60	60		老人・障害者の心理（講義）	60		30	家政学概論（講義）	60	60	30	家政学実習（実習）	90	90	90	医学一般（講義）	90			精神保健（講義）	30	30		介護概論（講義）	60		60	介護技術（演習）	150	120	120	形態別介護技術（演習）	150	120	120	介護実習（実習）	450	360	360	介護実習指導（演習）	90	30	30	合 計		1,650	900	930	<p>→社会福祉士+1年 : 900時間以上 (指定規則別表5) →保育士+1年 : 930時間以上 (同別表6)</p>
教 育 内 容		時 間 数																																																																																									
		別表4	別表5	別表6																																																																																							
基礎分野	人間とその生活の理解	120																																																																																									
専門分野	社会福祉概論（講義）	60																																																																																									
	老人福祉論（講義）	60		60																																																																																							
	障害者福祉論（講義）	30																																																																																									
	リハビリテーション論（講義）	30	30	30																																																																																							
	社会福祉援助技術（講義）	30																																																																																									
	社会福祉援助技術演習（演習）	30																																																																																									
	レクリエーション活動援助法（演習）	60	60																																																																																								
	老人・障害者の心理（講義）	60		30																																																																																							
	家政学概論（講義）	60	60	30																																																																																							
	家政学実習（実習）	90	90	90																																																																																							
	医学一般（講義）	90																																																																																									
	精神保健（講義）	30	30																																																																																								
	介護概論（講義）	60		60																																																																																							
	介護技術（演習）	150	120	120																																																																																							
	形態別介護技術（演習）	150	120	120																																																																																							
介護実習（実習）	450	360	360																																																																																								
介護実習指導（演習）	90	30	30																																																																																								
合 計		1,650	900	930																																																																																							

2 基礎分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成施設等にふさわしい科目とするよう配慮すること。</li> </ul>	
3 授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定規則別表第4、5及び6に定める各科目については、次に掲げる場合を除き、合同授業又は合併授業を行わないこと。</li> <li>① 複数クラス間における合同授業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 指定規則第7条第1項の養成施設等 基礎分野及び専門基礎分野のうち、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健及び介護概論</li> <li>イ 指定規則第7条第2項の養成施設等 リハビリテーション論、家政学概論及び精神保健</li> <li>ウ 指定規則第7条第3項の養成施設等 老人福祉論、リハビリテーション論、老人・障害者の心理、家政学概論及び介護概論</li> </ul> </li> <li>② 介護福祉士養成施設の課程間における合同授業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 指定規則第7条第1項と同条第2項の養成施設等 リハビリテーション論、家政学概論及び精神保健</li> <li>イ 指定規則第7条第1項と同条第3項の養成施設等 リハビリテーション論、老人・障害者の心理、家政学概論及び介護概論 ただし、老人・障害者の心理及び家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</li> <li>ウ 指定規則第7条第2項と同条第3項の養成施設等 リハビリテーション論及び家政学概論 ただし、家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</li> <li>エ 指定規則第7条第1項と同条第2項及び同条第3項の養成施設等 リハビリテーション論及び家政学概論 ただし、家政学概論については、時間数が多い方にあわせて授業を実施する場合に限る。</li> </ul> </li> <li>③ 他学科との合併授業（設置主体が同一であるものに限る） 指定規則第7条第1項の養成施設等の基礎分野</li> <li>・合同授業又は合併授業を行う科目については、当該科目を履修する学生が多くなることから、履修の認定に必要な出席時間数の把握に十分留意すること。</li> </ul>	<p>合同授業 →介護福祉士養成施設等に複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設等の課程間において同時に授業を行うことをいう。</p> <p>合併授業 →介護福祉士養成施設等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。</p>
4 教材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育上必要な模型及び器械器具を整備すること。</li> </ul>	

<p>施設設備に関する事項</p> <p>介護実習室</p> <p>1 面積</p> <p>2 備品</p>	<p>(1クラス人員/5) × 11.0㎡以上 ※内法による測定</p> <table border="1" data-bbox="768 247 1440 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>最低必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実習用モデル人形 (体位変換、清拭等介護実習に適したもの)</td> <td>2体</td> </tr> <tr> <td>人体解剖模型</td> <td>1体</td> </tr> <tr> <td>人体骨格模型</td> <td>1体</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸訓練人形</td> <td>1体</td> </tr> <tr> <td>ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド</td> <td>1クラス人員/5台</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)</td> <td>1クラス人員/5台</td> </tr> <tr> <td>さしこみ便器</td> <td>1クラス人員/5台</td> </tr> <tr> <td>尿器</td> <td>男女用各 1クラス人員/5個</td> </tr> <tr> <td>ポータブルトイレ</td> <td>2個以上</td> </tr> <tr> <td>杖</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>松葉杖</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>カナディアンクラッチ</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>多点杖</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>盲人安全杖(普通用)</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>盲人安全杖(携帯用)</td> <td>2本以上</td> </tr> <tr> <td>点字器(標準型)</td> <td>2台以上</td> </tr> <tr> <td>点字器(携帯型)</td> <td>1クラス人員分 + 教員用1台</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機器</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>障害者用調理器具・食器</td> <td>適当数</td> </tr> </tbody> </table>		最低必要数	実習用モデル人形 (体位変換、清拭等介護実習に適したもの)	2体	人体解剖模型	1体	人体骨格模型	1体	人工呼吸訓練人形	1体	ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド	1クラス人員/5台	車椅子	1台	ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)	1クラス人員/5台	さしこみ便器	1クラス人員/5台	尿器	男女用各 1クラス人員/5個	ポータブルトイレ	2個以上	杖	2本以上	松葉杖	2本以上	カナディアンクラッチ	2本以上	多点杖	2本以上	盲人安全杖(普通用)	2本以上	盲人安全杖(携帯用)	2本以上	点字器(標準型)	2台以上	点字器(携帯型)	1クラス人員分 + 教員用1台	視聴覚機器	1式	障害者用調理器具・食器	適当数	<p>→介護実習室及び人浴実習室は、同じ階に設けることが望ましい</p> <p>→ベッドと同数以上</p> <p>→ベッドと同数以上</p> <p>→ロフトラントクラッチであっても構わない</p> <p>→設置場所を明記</p>
	最低必要数																																											
実習用モデル人形 (体位変換、清拭等介護実習に適したもの)	2体																																											
人体解剖模型	1体																																											
人体骨格模型	1体																																											
人工呼吸訓練人形	1体																																											
ギャッチベッド (背部、胸部の角度、床の高さ調整可) うち、電動ベッド	1クラス人員/5台																																											
車椅子	1台																																											
ストレッチャー (1台以上はベッドと水平になるもの)	1クラス人員/5台																																											
さしこみ便器	1クラス人員/5台																																											
尿器	男女用各 1クラス人員/5個																																											
ポータブルトイレ	2個以上																																											
杖	2本以上																																											
松葉杖	2本以上																																											
カナディアンクラッチ	2本以上																																											
多点杖	2本以上																																											
盲人安全杖(普通用)	2本以上																																											
盲人安全杖(携帯用)	2本以上																																											
点字器(標準型)	2台以上																																											
点字器(携帯型)	1クラス人員分 + 教員用1台																																											
視聴覚機器	1式																																											
障害者用調理器具・食器	適当数																																											
<p>和室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6畳又は8畳の独立した部屋であること</li> <li>・ 押入を設置すること(布団が入るか)</li> <li>・ 布団を1組備えること</li> </ul>	<p>→・和室の外部から見学するスペースがあること(2面)</p> <p>・ 介護実習室と同室であること</p>																																										
<p>人浴実習室</p> <p>1 面積</p> <p>2 備品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65㎡以上 ※内法による測定</li> <li>・ 簡易昇降装置を有する特殊浴槽 (気泡装置付き)</li> <li>・ 簡易浴槽(硬質)</li> <li>・ 簡易浴槽(軟質)</li> <li>・ 家庭浴槽</li> <li>・ 給排水設備(特殊浴槽と家庭浴槽を同時に行う)</li> </ul> <p>※シャワー設備を設けること</p> <p>※段差はできる限りなくすこと</p> <p>※水はけが良くなるようにすること</p>	<p>→所要時間の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40℃の湯を10分間で7分目まで給湯</li> <li>・ 排水が5分以内に完了</li> </ul>																																										

<p>家政実習室</p> <p>1 面積</p> <p>2 裁縫作業台</p> <p>3 家庭用ミシ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65㎡以上 ※内法による測定</li> <li>・ 学生6名に1台以上及び教員用一台（調理実習台との兼用可）</li> <li>・ 裁縫作業台と同数以上</li> </ul>	<p>→調理実習台との兼用も可</p>
<p>調理実習室</p> <p>1 面積</p> <p>2 調理設備</p> <p>3 調理用器具</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65㎡以上 ※内法による測定</li> <li>・ 学生6名に1台以上</li> <li>・ 一部について電磁調理器を導入しても可</li> <li>・ 必要器具を揃えること</li> </ul>	<p>→家政実習台との兼用も可</p>
<p>普通教室</p> <p>1 面積</p> <p>2 専用か否か</p> <p>3 合同授業及び合併授業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス人員×1.65㎡以上 ※内法による測定</li> <li>・ 同時に授業を行う学級数を有すること</li> <li>・ 合同授業又は合併授業を行う場合については、当該科目を履修する学生以上の机及び椅子が整備されていること。</li> </ul>	
<p>図書</p> <p>1 建物</p> <p>2 書物等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧スペースと閲覧設備（閲覧机、椅子）を有すること</li> <li>・ 専用書棚、貸出カード及び図書検索目録等の整備</li> <li>・ 専門図書は1,000冊以上</li> <li>・ 学術雑誌は10誌以上</li> </ul>	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備の有無</li> </ul>	

## 既修得科目の単位の認定

## 既修得科目単位の認定

### ○ 転入学・編入学の禁止

- ・ 介護福祉士養成施設においては、介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について（平成3年3月27日社庶第82号厚生省社会局庶務課長通知）別紙の2（2）により、転入学（編入学を含む。）は認められていない。
- ・ また、既修得科目の認定は認められていないことから、中途退学した後、再度、介護福祉士養成施設に入学した場合、はじめから履修し直さなければならない。（→ 他の介護福祉士養成施設で修得した科目の単位をもって修了することはできない。）
- ・ なお、養成課程のカリキュラムは、単位数ではなく、教育内容の時間数で定められている。（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第3項別表第4）

### <参考> 他の国家資格の例

#### ○社会福祉士

- ・ 社会福祉士一般養成施設（1年課程）においては、介護福祉士と同様に、転入学・編入学は認められていない。
- ・ 大学で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（実習科目を除く。）を修めて卒業したのち、大学等で実習科目を修めた者は、社会福祉士試験受験資格が得られる。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第1項第2号）

#### ○看護師

- ・ 大学、高等専門学校、歯科衛生士、診療放射線技師等の学校・養成所において、看護師等養成所指定規則で定める教育内容と同一内容を履修した者の単位の認定は、本人からの申請に基づき、既習の学習内容を評価し、その内容が養成所の教育内容に相当するものと認められる場合は、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で、当該養成所における履修に替えることができる。